

9 駿河台校舎への移転並びに財団法人中央大学寄附行為変更の件認可
〔大正十五年九月〕

大正十五年八月二十七日

(注記1) 中央大学学長法学博士 馬場愿治 団
文部大臣 岡田良平殿

(注記2)

位置変更認可申請ノ件

今般都合ニ依リ本大学〔並専門部〕校地東京市神田区錦町二丁目
二番地ヲ売却シ曩ニ五月一日附東専九七号ヲ以テ御認可相成候
同神田区駿河台南甲賀町六、七、八ノ一、マ番地ニ校舎竣工致候
ニ付來ル九月一日ヨリ移転致度候間御認可相成度此段申請候也

(注記3)

大正十五年八月二十七日

中央大学理事法学博士 馬場愿治 团

文部大臣 岡田良平殿

財團法人中央大学住所変更認可申請

今般財團法人中央大学事務所ヲ左記ノ通変更致度候間御認可相成度評議会ノ議決書写及寄附行為相添此段申請候也

〔下札〕

記

中央大学寄附行為

ルコト
右決議ス

第三条中「錦町二丁目一」トアルヲ「駿河台南甲賀町六」ト

改ム

中央大学評議会決議書（写）

大正十五年一月二十日

決議録署名者 高野金重

大正十五年一月二十日午后五時小石川区表町偕楽園ニ於テ臨時

評議会ヲ開催当日出席評議員ハ評議員六十七名ノ内磯谷幸次郎、

井上八重吉、石原毛登馬、馬場應治、馬場鑄一、花井卓藏、林

頼三郎、西川一男、堀江專一郎、小倉敬止、金井延、片山義勝、

河野秀男、武田明、高野金重、中山佐市、植村俊平、ト部喜太

郎、山田三郎、永瀧久吉、二上兵治、佐藤正之、岸清一、美濃

部達吉、塙谷恒太郎、宮岡恒次郎、柵瀬軍之佐、土方寧、森本

邦治郎ノ二十八名ニシテ伊藤秀雄、稻田周之助、原嘉道、濱田

国松、穂積重遠、富田勇太郎、大田資時、大田黒英記、渡辺勘

十郎、川久保源治、田中隆三、立作太郎、田中文藏、中橋徳五

郎、中村啓次郎、久米良作、桑田熊蔵、松本烝治、藤田隆三郎、

小松林藏、青山衆司、木下謙次郎、須賀喜三郎ノ二十三名ハ表

決權ヲ委任セラル

学長事務取扱理事馬場應治ハ會長トシ左ノ議決ヲ為シタリ

一、東京市神田区錦町二丁目二番地及同五番地ノ二号ノ校地ヲ

売却シ大正十五年九月中央大学事務所ヲ神田区駿河台南甲

賀町六番地ニ移転シ財團法人中央大学寄附行為第三条中

「錦町二丁目一」トアルヲ「駿河台南甲賀町六」ニ改正ス

〔表紙〕

財團法人中央大学寄附行為

」

財團法人中央大学ト称ス

第一条 本財團法人ハ法律、政治、經濟、商業ニ関スル専門ノ

學術及予備ノ學術ヲ教授スル大學並之ニ附屬スル學校ヲ經營

スルヲ以テ目的トス

第二条 本財團法人ハ之ヲ中央大学ト称ス

第三条 本財團法人ノ事務所ハ之ヲ東京市神田区〔　〕錦町二丁

目一〔　〕番地ニ置ク

第四条 本財團法人ノ資産ハ寄附行為者ノ寄附其他将来ノ寄附ニ係ル財產トス寄附行為者ノ寄附ニ係ル財產ハ別紙目録ニ之

業料並臨時ノ収入ヲ以テ之ヲ支弁ス

ヲ掲ク

本財團法人ノ経費ハ資産ヨリ生スル收入、学生ノ入学金及授

業料並臨時ノ収入ヲ以テ之ヲ支弁ス

第五条 本財團法人ニ学長ヲ置キ理事中ヨリ之ヲ互選ス

第六条 本財團法人ニ理事及監事若干名ヲ置キ評議員中ヨリ之

ヲ選任ス

附 則

第七条 理事ハ評議会ノ決議ニ従ヒ法人ノ事務ヲ執行ス
第八条 理事監事ノ員数及任免ハ評議会ノ決議ニ依リテ之ヲ定ム但シ理事監事ノ員数及解任ニ関スル決議ニハ評議員三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

第九条 理事監事ノ任期ハ三年トス但シ補欠ノ為選任セラレタル者ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

第十条 本財団法人ニ評議会ヲ置キ百名以内ノ評議員ヲ以テ之ヲ組織ス

評議員ノ補欠選挙ハ評議員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ為

ス

已ムコトヲ得サル事由アルトキハ評議員四分ノ三以上ノ同意ヲ以テ評議員ヲ解任スルコトヲ得

第十二条 評議会ハ学長ヲ以テ其会長トス但シ会長故障アルトキハ他ノ理事之ニ代ハル

第十三条 評議会ノ通常決議ハ出席評議員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ会長ノ決スル所ニ依ル

第十四条 評議員ハ書面ニ依リ又ハ他ノ評議員ニ委任シテ表决ヲ為スコトヲ得

第十五条 本財団法人ノ毎事業年度ノ予算ハ評議会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

毎事業年度ノ決算ハ評議会ノ承認ヲ經ヘシ

第十六条 本財団法人ノ寄附行為ハ評議員四分ノ三以上ノ同意ニ依リ主務官庁ノ認可ヲ受ケ之ヲ変更スルコトヲ得
第十七条 本財団法人設立ノ際ニ於ケル理事ハ岡野敬次郎、馬場應治、馬場鍊一監事ハ花井卓蔵トシ其任期ハ大正十年二月末日迄トス

第十八条 本財団法人設立ノ際ニ於ケル評議員ハ左ノ如シ

伊藤悌治	石山彌平	馬場應治	原嘉道	花井卓蔵	男爵穂積陳重	岡野敬次郎	金井延	中橋徳五郎	植村俊平	ト部喜太郎	久米良作	増島六一郎	松本烝治	藤田隆三郎	江木衷	永瀧久吉	佐藤正之	三宅碩夫	美濃部達吉	土方寧元田肇	森本邦治郎	鹽谷恒太郎	田中隆三	岸清一	宮岡恒次郎	太田資時	岡松參太郎	立作太郎	青山衆司	磯谷幸次郎	池田寅次郎	片山義勝	二上兵治	桑田熊藏	西川一男	馬場鍊一	須賀喜三郎	牧野菊之助	鳩山秀夫	田勇太郎	穗積重遠	伊藤秀雄	渡邊勘十郎	小松林蔵	荒井操	柵瀬軍之佐	稻田周之助	井上八重吉	大場茂馬	小倉敬止	中山佐市	中村敬次郎	指田義雄	佐藤博愛	執行軌正	石原毛登馬	濱田国松	太田黒英記	田中文蔵	武田明	三浦大五郎	木下謙次郎	若尾璋八	横田千之助	小野瀬不二人	川久保源治	新井要太郎	高野金重	林頼三郎	河野秀男	山田三郎	加瀬禧逸	池原鹿之助	飯田延太郎	堀江専一郎	前田米藏	坂本彌一郎
------	------	------	-----	------	--------	-------	-----	-------	------	-------	------	-------	------	-------	-----	------	------	------	-------	--------	-------	-------	------	-----	-------	------	-------	------	------	-------	-------	------	------	------	------	------	-------	-------	------	------	------	------	-------	------	-----	-------	-------	-------	------	------	------	-------	------	------	------	-------	------	-------	------	-----	-------	-------	------	-------	--------	-------	-------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	------	-------

以テ之ヲ定ム本財団法人ノ經營スル学校ノ学則ニ付亦同シ

大正八年五月

(注記4)

東專三六八号	定決裁	9月28日	文書課長	(宮下)	起案者	(豊田)
				送発		
				9月28日		

大正十五年九月九日起案

専門學務局長 (稟屋) (赤間)
次官 (松浦) (伊東) (注記6)

(丸岩) (小菅) (三原) (伊東)

備考

一、駿河台南甲賀町ニ新築中ノ校舎落成ニヨリ移転セントス
一、寄附行為中変更箇所ハ事務所ヲ新校舎ト同位置ニ変更セ
ントス

(注記5)

専門學務局長 (稟屋) (赤間)
次官 (松浦) (伊東) (注記6)

(注記1)
〔文部省／大正15・9・9／東專365号〕

(注記2)
〔大正十五年九月八日／寅学第一三二九八号／東京府経由〕

(注記3)
〔二〕(簿冊内件名番号)

(注記4)
〔要記入〕(西田) (注記6)

(注記5)
〔完結〕

(注記6)
〔記録掛／15・10・2／受領〕

(下札)

文部省告示第三五二号
東京市神田区錦町所在中央大学并中央大学専門部ヲ(神田区)(抹消)(豊田)
同市同区駿河台南甲賀町ニ位置変更ノ件認可セリ
十五年九月三十日

文部大臣

案ノ二

年九月一日

文部大臣

中央大学并専門部設立者

財団法人 中央大学

大正十五年八月二十七日付申請其ノ大学并専門部位置変更ノ件

認可ス

案ノ三

大正十五年八月二十七日付申請寄附行為中変更ノ件認可ス
年九月一日 文部大臣

〔自大正15年6月至昭16年11月
文部省(中央大学第4回) 3A, 10-4, 1251〕